

しずぎんビジネスポータルご利用規定改定について

しずぎんビジネスポータルご利用規定について、下記のとおり改定いたしますのでご案内申し上げます。

記

1. 改定内容（改定箇所赤記）

改定前	改定後
<p>第1章 総則・共通事項</p> <p>第1条 本規定の適用（略）</p> <p><u>第2条 サービス内容（略）</u></p> <p>第3条～第15条（略）</p> <p>第2章 WEB申込受付サービス</p> <p>第16条 サービスの内容（略）</p> <p><u>第17条 利用手数料</u></p> <p>WEB申込受付サービスの利用にあたって、<u>料金</u>は発生しません。なお、個別に申し込みするサービスを利用するにあたっては、当該サービスの規定に定められた手数料のお支払いが必要になる場合があります。</p> <p>第18条～第20条（略）</p> <p>第3章 しずぎんBizクル</p> <p>第21条 サービスの内容（略）</p> <p><u>第22条 利用手数料</u></p> <p>しずぎんBizクルの利用にあたって、<u>料金</u>は発生しません。なお、しずぎんBizクルを通じて出品法人に対し当該契約に定められた利用手数料等の支払いが必要になります。</p> <p>第23条～第26条（略）</p>	<p>第1章 総則・共通事項</p> <p>第1条 本規定の適用（略）</p> <p><b>第2条 サービス内容</b></p> <p>（1）、（2）（略）</p> <p><b>（3）本サービスにて提供するサービスには、当行所定の申込手続きが必要となるサービスがあります。また、当行所定の手数料が必要になる場合があります。</b></p> <p>第3条～第15条（略）</p> <p>第2章 WEB申込受付サービス</p> <p>第16条 サービスの内容（略）</p> <p>第17条 利用手数料</p> <p>WEB申込受付サービスの利用にあたって、<b>手数料</b>は発生しません。なお、個別に申し込みするサービスを利用するにあたっては、当該サービスの規定に定められた手数料のお支払いが必要になる場合があります。</p> <p>第18条～第20条（略）</p> <p>第3章 しずぎんBizクル</p> <p>第21条 サービスの内容（略）</p> <p>第22条 利用手数料</p> <p>しずぎんBizクルの利用にあたって、<b>手数料</b>は発生しません。なお、しずぎんBizクルを通じて出品法人に対し当該契約に定められた利用手数料等の支払いが必要になります。</p> <p>第23条～第26条（略）</p> <p><b>第4章 電子交付サービス</b></p> <p><b>第27条 サービスの内容</b></p> <p><b>「電子交付サービス」とは、当行が第28条に定める書類（以下「対象書類」といいます）を電磁的に交付（以下「電子交付」といいます）し、利用者が本サービスを通じて対象書類を閲覧および</b></p>

ダウンロードできるサービスをいいます。

#### 第28条 電子交付の範囲

電子交付の範囲は、「しずぎん WEB-PC バンキングサービス」の利用口座として契約者が当行に届け出た預金口座が属するお客さま番号にかかる取引に関して発行する対象書類とします。

#### 第29条 対象書類

- (1) 対象書類は当行所定の書類とし、当行ホームページへの掲載その他相当の方法によりお知らせします。なお、契約者の本サービスのご利用状況と、対象書類に関する取引のご利用状況により、電子交付の対象とならない場合があります。
- (2) 対象書類を変更する場合は、当行ホームページへの掲載その他相当の方法によりお知らせします。

#### 第30条 対象書類の閲覧等可能期間

- (1) 対象書類は、当行が定めた期間において閲覧およびダウンロードできます。閲覧およびダウンロードが可能な期間は電子交付サービス画面にて確認可能です。
- (2) 閲覧およびダウンロードが可能な期間を経過した対象書類は自動的に削除され、再交付できません。

#### 第31条 電子交付の方法等

- (1) 電子交付は、対象書類の記載事項を PDF 形式のファイルで記録したものを、利用者の端末機の画面上で閲覧に供します。
- (2) 対象書類を閲覧するためには、利用者が使用する端末機に閲覧ソフトを搭載する必要があります。
- (3) 対象書類は、プリンターで印刷すること、端末機へ PDF 形式のファイルとして保存することが可能です。
- (4) 電子交付の方法等を変更する場合は、当行ホームページへの掲載その他相当の方法によりお知らせします。

#### 第32条 免責事項

- (1) 対象書類の変更または電子交付の方法等の変更により契約者に損害が生じた場合について、当行は責任を負いません。
- (2) 当行は、故意または重過失による場合を除き、電子交付サービスの利用により契約者に生じた損害および費用について責任を負いません。

## 2. 変更日 2023年9月18日

<本件に関するお問い合わせについて>

お近くの、またはお取引のある静岡銀行の店舗へお問い合わせください。

以上